

改正

令和3年3月23日告示第94号  
令和3年4月1日告示第246号  
令和4年3月31日告示第90号  
令和5年3月31日告示第155号  
令和5年6月23日告示第272号の2

鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、次の各号により本市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とする。

- (1) 鹿児島県（以下「県」という。）と共同して行う鹿屋市移住就業支援事業（以下「支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者が、県のマッチングサイト（わくわくかごしま移住促進事業実施要領（令和元年10月3日付け鹿児島県制定。以下「県実施要領」という。）第4の2の規定により開設するサイトをいう。以下同じ。）に登録された企業の求人により就業し、本市に継続して居住した場合、又は県実施要領に基づく起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において鹿屋市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することとし、当該移住支援金の交付については、県実施要領、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱に定めるところによる。
- (2) 県と共同して行う鹿屋市地方就職学生支援事業において、東京都内に本部がある大学を卒業して、県内の企業に就業する者が鹿屋市地方就職学生支援金（以下「地方就職学生支援金」という。）の要件を満たす場合、予算の範囲内において地方就職学生支援金を交付することとし、当該地方就職学生支援金の交付については、県実施要領、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付金額)

**第2条** 移住支援金の額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

2 地方就職学生支援金の額は、次に掲げる補助対象経費の2分の1以内とし申請及び交付は1人につき1回かつ1往復限りとする。

- (1) 補助対象経費は、鹿児島県で就職活動を行うため、東京圏から鹿児島県内での就職活動の実施場所まで公共交通機関で移動する際の交通費（航空機、鉄道、電車、バス、船舶等。消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。
- (2) 交通費の算定については、「鹿児島県職員等の旅費に関する条例」に準ずるものとし、往復交通費を対象とする。ただし、1回の往復移動に係る交通費の実費負担が1万円未満の場合は対象外とする。

(対象者の要件)

**第3条** 移住支援金の対象者は、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号又は第4号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第5号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる要件に該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に居住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(ウ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和元年10月3日以後に本市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。ただし、令和5年6月22日以前に転入した場合は、移住支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員である者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 県又は本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 一般の場合（マッチングサイトを經由する場合）

(ア) 勤務地が原則県内に所在すること。また、移住後の就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。ただし、県外のマッチングサイトに掲載されている対象求人就業する場合は、本市に移住する場合に限り、これを妨げるものではないこと。

(イ) 就業者にとって3親等内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。ただし、令和5年6月22日以前に転入した場合は、移住支援金の申請時において連続して3か月以上在職していること。

(エ) (ア) の求人に対する応募の日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以後であること。

(オ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。ただし、令和5年6月22日以前に転入した場合は、移住支援金の申請時において連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

### (3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の拠点とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件 県実施要領に定める起業支援金の交付決定を受けており、かつ、申請日において当該交付決定の日から1年を経過していないこと。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。）

ア 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月3日以後に転入していること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後1年以内であること。ただし、令和5年6月22日以前に転入した場合は、移住支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 地方就職学生支援金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる要件に該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 県内に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他申請者の居住する都道府県又は市町村が地方就職学生支援金の対象として不適当と認められた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 就職先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が鹿児島県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(イ) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。

(交付申請)

**第4条** 移住支援金の申請者は、鹿屋市移住支援金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項第2号ア及びイの就職に係る就業証明書（別記第2号様式）又は県実施要領に定める起業支援金の交付決定の写し

(2) 東京圏から東京23区内の大学に進学し、東京23区内の企業等へ就職した者にあつては、卒業証明書及び東京23区内で勤務した企業等の就業証明書

- (3) 前条第3号のテレワークに係る所属先企業等の就業証明書（別記第3号様式）
  - (4) 転入後の世帯全員の住民票
  - (5) 転入前に住所を有していた市区町村が発行した世帯全員の住民票の除票又は戸籍の附票
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 地方就職学生支援金の申請者は、鹿屋市地方就職学生支援金交付申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 写真付き身分証明書（本人確認ができるもの）
  - (2) 在学証明書（卒業学年であることを確認できるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの在学証明書に加筆・押印（公印）すること。）
  - (3) 交通費の領収書
  - (4) 内定証明書（別記第5号様式）
  - (5) 移住元の住所を確認できる資料  
（交付決定及び額の確定）

**第5条** 市長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当であると認めたときは、移住支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の申請があった場合は、その内容を審査し、地方就職学生支援金を交付することが適当であると認めたときは、地方就職学生支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市地方就職学生支援金交付決定及び交付確定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の審査の結果、移住支援金又は地方就職学生支援金を交付しないことが適当であると認めた場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金及び地方就職学生支援金の交付が不可である場合は、その旨を申請者に通知するものとする。  
（移住支援金の交付）

**第6条** 市長は、前条第1項及び第2項の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対しては、申請から3か月以内に移住支援金又は地方就職学生支援金の交付を行うこととする。  
（交付決定通知書の再発行）

**第7条** 交付決定者は、紛失等の理由により鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書の再発行を必要とするときは、鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書再発行申請書（別記第8号様式）に本人確認書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書を再発行することが適当であると認めたときは、第5条第1項の規定により当該交付決定者に対して通知した鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書を再発行するものとする。この場合において、当該鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書の標題右余白に「再発行」と赤字で記載するものとする。  
（報告及び立入調査）

**第8条** 市長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対して事業に関する報告を求め、又は当該報告に基づく立入調査を求めることができる。

(返還請求)

**第9条** 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金又は地方就職学生支援金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、就業先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 移住支援金の返還要件

ア 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満の間に本市から転出した場合

(ウ) 第3条第1項第2号の規定により移住支援金の交付を受けた場合において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 県実施要領に基づく起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

イ 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合

(2) 地方就職学生支援金の返還要件

ア 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(ウ) 申請から1年以内に本市に転入しなかった場合

(エ) 申請から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合。ただし、退職日から3か月以内に第3条第2項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就職する場合を除く。

(オ) 本市への転入日から3年未満の間に転出した場合

イ 半額の返還

本市への転入日から3年以上5年以内に転出した場合

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和元年10月3日から施行する。

**附 則** (令和3年3月23日告示第94号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年4月1日告示第246号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年3月31日告示第90号)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の鹿児島県東京圏からの移住支援事業における鹿屋市移住支援金交付要綱の規定により移住支援金の交付を受けた者は、この要綱による改正後の鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱の規定により移住支援金の交付を受けた者とみなす。

**附 則** (令和5年3月31日告示第155号)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱第7条の規定は、この要綱の施行の日以後に通知した鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書の再発行につい

て適用し、同日前に通知した鹿屋市移住支援金交付決定通知書の再交付については、なお従前の例による。

**附 則**（令和5年6月23日告示第272号の2）

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

**別記**

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市移住支援金交付申請書

鹿屋市移住支援金の交付を受けたいので、鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯		単身		世帯		世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数（1の申請者は含まない。）	人
就業・起業		就業		起業			

3 就業の内容（「2 移住支援金の内容」について「就業」に○を付けた方は下記の該当する欄に○を付けてください。）

一般の就業 マッチングサイト		一般の就業 専門人材 プロフェッショナル人材		一般の就業 専門人材 先導的マッチング事業	
テレワーク					

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙中1「鹿屋市移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙中2「鹿屋市移住就業支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続して鹿屋市に居住し、かつ、就業又は起業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
（就業の場合のみ記入） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記入） 鹿屋市への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令である

注 各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。



5 転入前の住所

住所	〒
----	---

6 東京23区への在勤履歴

期間	就業先名称	就業先所在地
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

注 東京23区以外に居住し、かつ、東京23区に通勤していた場合のみ、5年以上の在勤履歴を記載してください。

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	<input type="checkbox"/> 週・月・年 回程度 <input type="checkbox"/> 行くことはない <input type="checkbox"/> その他 ( )

## 別紙

### 1 鹿屋市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

(1) わくわくかごしま移住促進事業及び鹿屋市移住就業支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び鹿屋市から求められた場合は、それに応じます。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第9条第1号により、移住支援金の全額又は半額を返還します。

ア 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ 移住支援金の申請日から3年未満に鹿屋市から転出した場合：全額

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

エ わくわくかごしま移住促進事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

オ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に鹿屋市から転出した場合：半額

### 2 鹿屋市移住就業支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項

(1) 鹿児島県及び鹿屋市が、鹿屋市移住就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。

また、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、鹿児島県及び鹿屋市が、当該個人情報を国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

(2) 鹿屋市が、移住支援金の交付、返還等に必要な範囲内で、申請者の住民票等を取得し所在地確認を実施することや就業先への調査等により就業状況確認を実施することに同意します。

鹿屋市長 様

(事業者)

所在地

会社名称

代表者名

印

電話番号

担当者名

就 業 証 明 書

(鹿屋市移住支援金申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
勤 務 先 所 在 地	
勤 務 先 電 話 番 号	
就 業 年 月 日	
応 募 受 付 年 月 日	
雇 用 形 態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない。
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない。
	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

鹿屋市移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、鹿児島県及び鹿屋市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

（事業者）

所在地

会社名称

代表者名

印

電話番号

担当者名

就 業 証 明 書

（テレワークの場合（鹿屋市移住支援金申請用））

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所（移住前）	
勤務者住所（移住後）	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではない。
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない。

鹿屋市移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、鹿児島県及び鹿屋市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。



5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙中1「鹿屋市移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙中2「鹿屋市移住就業支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
卒業後に当該企業へ就職し本市に5年以上継続して居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者で無いことについて	A 誓約する	B 誓約しない

注 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職学生支援金の支給対象となりません。

6 在学歴

期間	大学名・学部名・学科名	在学地
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市

7 添付書類

- (1) 写真付き身分証明書（本人確認ができるもの）
- (2) 在学証明書（卒業学年であることを確認できるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの在学証明書に加筆・押印（公印）すること。）
- (3) 交通費の領収書
- (4) 内定証明書
- (5) 移住元の住所を確認できる資料

## 別紙

### 1 鹿屋市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- (1) わくわくかごしま移住促進事業及び地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び鹿屋市から求められた場合は、それに応じます。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第9条第2号により、地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。
  - ア 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - イ 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
  - ウ 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に鹿屋市に転入しなかった場合：全額
  - エ 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第3条第2項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就職する場合を除く）：全額
  - オ 転入日から3年未満に鹿屋市から転出した場合：全額
  - カ 転入日から3年以上5年以内に鹿屋市から転出した場合：半額

### 2 鹿屋市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項

- (1) 鹿児島県及び鹿屋市が、鹿屋市地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。

また、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、鹿児島県及び鹿屋市が、当該個人情報を国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。
- (2) 鹿屋市が、地方就職学生支援金の交付、返還等に必要な範囲内で、申請者の住民票等を取得し所在地確認を実施することや就業先への調査等により就業状況確認を実施することに同意します。

第5号様式（第4条関係）

内 定 証 明 書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所
	(※ それ以外の場所の場合、住所を記載ください)
内定日	年 月 日
交通費支給額	(※ 交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載ください。) 円

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
雇用契約	週20時間以上の無期雇用契約である ・ 週20時間以上の無期雇用契約でない
勤務地に関する特記事項	(※ 勤務地限定型の採用の場合、その内容を記載してください。そうでない場合は記載不要です。)

年 月 日

所在地  
事業所名  
代表者名  
電話番号  
担当者

(※ 以下は、申請者が記載ください。)

<p>宣 誓 書</p> <p>私は、鹿屋市地方就職学生支援金の交付申請後1年以内に当該企業に就職する意思があることを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(署名又は記名押印) 氏名</p>
---



第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市移住支援金については、下記のとおり交付を決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので、鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付決定に付した条件

(1) 鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第9条の規定により、次のアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める額の移住支援金の返還を請求します。

ア 虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額

イ 申請日から3年未満の間に本市から転出した場合 全額

ウ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合 全額

エ かごしま移住就業・起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定  
が取り消された場合 全額

オ 申請日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合 半額

- (2) 本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、前号に定める返還請求を行う場合があります。
- (3) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
- ア この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- イ 移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ウ 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、鹿屋市移住支援金の交付決定の日から5年以内に、取扱金融機関への申込みが必要となります。
- (4) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ア この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- イ 移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市地方就職学生支援金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市地方就職学生支援金については、下記のとおり交付を決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので、鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付決定に付した条件

(1) 鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱第9条第2項の規定により、次のアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める額の地方就職学生支援金の返還を請求します。

ア 虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額

イ 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合  
全額

ウ 申請日から1年以内に鹿屋市に転入しなかった場合 全額

エ 申請日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合 全額

（ただし、退職日から3か月以内に鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交

付要綱第3条第2項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就職する場合を除く)

オ 申請日から3年未満の間に本市から転出した場合 全額

カ 申請日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合 半額

(2) 本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、前号に定める返還請求を行う場合があります。

鹿屋市長 様

申請者

住 所

氏 名

鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書再発行申請書

鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書を紛失等したので、鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書を再発行してくださるよう申請します。

記

再発行申請の理由

- 紛失したため
- 破損したため
- 汚損したため
- その他（ ）

注 申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等）の写しを添付してください。